

第51号議案

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日

新宮町長 桐島光昭

理 由

町が管理する学童保育所において、待機児童の解消及び今後利用児童数の増加が見込まれる学童保育所の受け入れ体制を整えることを目的として、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成18年新宮町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

学童保育所の定員は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

名称		定員
新宮小学校学童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下
新宮東小学校学童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	70人以下
	第3クラブ	30人以下
立花小学校学童保育所		40人以下
新宮北小学校学童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下
	第4クラブ	40人以下

第2条 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成18年新宮町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

新宮小学校学童保育所	第1クラブ	60人以下
------------	-------	-------

	第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下

を

新宮小学校学童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下
	第4クラブ	30人以下

に改め、

立花小学校学童保育所		40人以下
------------	--	-------

を

立花小学校学童保育所		60人以下
------------	--	-------

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年7月21日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例(平成18年新宮町条例第25号)新旧対照表 (第1条関係)

改正後		改正前
(定員等)		(定員等)
第4条 <u>学童保育所の定員は、別表のとおりとする。</u>		第4条 <u>学童保育所の定員は、次のとおりとする。</u>
		(1) <u>新宮小学校学童保育所 第1クラブ、第2クラブ、第3クラブ 各5人以上60人以下</u>
		(2) <u>新宮東小学校学童保育所 第1クラブ 5人以上60人以下、第2クラブ 5人以上70人以下</u>
		(3) <u>立花小学校学童保育所 5人以上40人以下</u>
		(4) <u>新宮北小学校学童保育所 第1クラブ 5人以上60人以下、第2クラブ 5人以上60人以下、第3クラブ 5人以上60人以下、第4クラブ 5人以上40人以下</u>
2・3 (略)		2・3 (略)
別表(第4条関係)		
名称		定員
新宮小学校学童 保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下
新宮東小学校学 童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	70人以下
	第3クラブ	30人以下
立花小学校学童 保育所		40人以下
新宮北小学校学 童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下
	第4クラブ	40人以下

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例(平成18年新宮町条例第25号)新旧対照表 (第2条関係)

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
名称		定員	名称		定員
新宮小学校学童 保育所	第1クラブ	60人以下	新宮小学校学童 保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下		第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下		第3クラブ	60人以下
	第4クラブ	30人以下	新宮東小学校学 童保育所	第1クラブ	60人以下
新宮東小学校学 童保育所	第1クラブ	60人以下		第2クラブ	70人以下
	第2クラブ	70人以下		第3クラブ	30人以下
	第3クラブ	30人以下	立花小学校学童 保育所		40人以下
立花小学校学童 保育所					
新宮北小学校学 童保育所	第1クラブ	60人以下	新宮北小学校学 童保育所	第1クラブ	60人以下
	第2クラブ	60人以下		第2クラブ	60人以下
	第3クラブ	60人以下		第3クラブ	60人以下
	第4クラブ	40人以下		第4クラブ	40人以下